

荒廃した環境・安中からの 呼びかけ

——土地問題と土壌汚染——



高柳孝行

環境に対する人間の関係は絶えず変化している。そして昭和30年以降の高度経済成長政策のなかで地域開発の名のもとにわれわれがかつて経験したことのない急速かつ広範な規模で日本国土が変貌しつつあることは多くの識者の指摘をまつまでもなく、われわれ一人一人が生活実感として体験しているところでもある。

国土37万平方キロの土地利用の形態が三大都市圏で不均衡に集中し、一般市民は巨大化し、汚染され、非人間的環境となっていく都市のなかで自然から隔離されつつある。こうした環境変化の速さは人がこれまでもっていた防衛力と適応能力に今までのように依存するわけにはいなくなりつつあるといっても過言ではない。

空気も水も土壌も、生物の生存にとって欠かすことのできない基本的な条件であり「環境の基質」生物は環境基質に支えられ、環境に依存して生活しているのである。かつて人間はその発達した科学技術を誇示して、自然の征服をさげんだが、閉鎖的な生態系のなかで、人間が未来において生きのびるための自然との調和が強調され、人間の活動と自然社会との関係を総合的に考えなおそうとする学問「エコロジー」が最近とくにクローズ・アップされて来たことはそうした危機感にもとづくものである。

そうした時代的背景のなかで人間本来の都市づくりをどうすすめるべきか、人間環境を守るためにわれわれは何を指標とすべきかという今回の企画に「土地」をテーマに与えられたわけであるが土地の問題には経済性がかかわって来、問題を複雑にしている。また土地利用に関してもその評価は立場によって可成り異なるであろう。

「土地」を論ずるにはいわゆる今日関心の寄せられている都市問題を避けて通るわけにはいかない

が紙面の都合もあり、その多くを他にゆずるとして、ここでは簡単に触れ、直接間接に私がかかわって来た——市街地における公害<安中鉱害>の経過を通して土壌の問題にも言及したい。

2 ——— 国土荒廃の現状とオープンスペースの評価

60年代の日本は観光開発や産業開発、都市開発の名のもとに国土のいたるところで自然環境が破壊されて来た。こうしたなかで1969年に出された「新全国総合開発計画」<新全総>は①自然環境を保護するため人工の手をいっさい加えない地域②登山道や山小屋ぐらいはつくることを認め、自然を楽しむことを目的とする地域③自動車道やロープウエー、ホテルなど施設を認め、ある程度の観光開発を許す地域④工場や住宅の建設など都市開発を認めるが、まわりの緑地を保護する地域などにわけ「土地利用の硬直化」を解消し、開発の可能性を日本列島に拡大するというものであるがこれには「日本の国土をかかれら<資本>の利益のために食い荒らし、きずつけ、こわし、ひずめ、人民に損害を与えようとしているもの」であり、「それは日本の自然を破壊し、農村を荒廃させ、人間のすめないような都市にさらに人間を集積し住民の生活条件を悪化させ、住民の生活と生命をおびやかすものである」として、むしろ公害と荒廃を拡大する危険性が指摘されている。

表1にみるように1985年には市街地面積を今の約2倍にしようとしているが、これも単に過密地帯の過大膨張を意味し、市街地環境が一層非人間的なものにかわっていくのではないかという危惧もある。また「新都市計画法」にもとづいて「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、都市開発を計画的にすすめようとしているが、区域に指

定されると前者では農地法にもとづく農地転用許可が不要となり、農地は自由に転用できるが、後者の場合は市街化を抑制することをねらいとしながらも多くの特例があり、20haとまとまった面積の開発事業であれば認められても、所有者である農民が自分の土地に宅地造成をしようとしても0.1ha以下しか認められない、そのために地価の上昇がおさえられ、特例によって大規模開発をしようとする民間開発業者は土地を安く手に入れることができ、莫大な利益が保障されることになる。

表1——新全国総合開発計画にみる土地利用の構成
<万ha>

	1965	1985
農用地	600	650~700
森林	2,517	2,400~2,450
原野	107	30
水面・河川	106	104
道路	42	90~100
宅地	78	120~130
住宅	61	75~80
工場	9	30
その他	8	15~20
その他	248	245~255
計	3,698	3,708
△市街地面積	46万ha	94万ha
△市街地人口	4,726万人	8,420万人
▽人口密度	103人/ha	90人/ha

<注> 1. 合計欄における10万ヘクタールの純増分は新規のうめたてによる。
2. 参考欄の市街地面積および市街地人口は国勢調査の人口集中地区<DID>ベースによる値である。

このようにして農用地の荒廃は近郊農村で著しい傾向がみられ、兼業農家、特に第2種兼業化が急速に進んでいる。1955年以降、およそ10年間に約20万haの農用地が工場・住宅道路などに転換されてきているが、なかでも東京、名古屋、大阪など大がかりな開発の行なわれた7都府県で全体の約40%を占めている。

環境問題に関してはどこの土地が何に利用されるかが問題があり、今まで多くの場合、「資本の論理」に支配され、都市におけるオープンスペース<市域や都市集中部分の内部やその隣接周辺にある建築物や永久構造物で占められていない地理学的な意味での場所>の価値が経済の指標では測れないということに気づくのがあまりにも遅すぎた。

現代の都市計画が自然環境の破壊を伴ってすすめられて来たと同時に、あまりにも直接的に資本主義的な経済機構の維持発展を目標として構想されて来た。そして重化学工業化と設備の大型化を中心とした経済成長は必然的に農用地への浸蝕と農業の破壊をみちびいた。

土地の問題はエコロジカルに、極端な意味では未来学的に、人間は変貌する環境のなかでどうしたら生きのびられるかというとらえ方が提起されているが、そうした危機感のもつ未来性と同時に、現実生活のなかでとらえる必要もある。

都市におけるオープンスペースは「生態学的見地からみて重要な保全機能をもつ」と同時に「光と太陽」「都市の圧迫感からの解放」「レクリエーション」という点で人間環境の保全のために新しい環境資源であるオープンスペースとしての「土地」はひろく市民のものとして有効に解放される必要がある。ここで現在問題になり得るのは莫大な土地を占拠している基地の問題であろう。沖縄を除く日本全土の米日両軍の基地は1968年7月末現在で1,836<米軍148, 自衛隊1,688>におよび総土地面積は約1,185km²、東京都の60%に達する。「首都圏」では米軍基地だけで70ヶ所、61.278km²。これは東京都23区内でもっとも広い世田谷区を上まわり、東京都のみの米軍基地面積は北区を上廻るといふ。

人間的な環境を保障するオープンスペースを数量的に評価するためにはあまりにも資料に乏しい。

それは他の環境条件によっても大きく左右されるものであり、総合的に評価する必要がある。しかし「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなければならないという憲法第25条、あるいは「すべての市民に保障されなければならない人間の社会的自然権」としてのシビル・ミニマムの思想を市民のなかに定着させることによって、いろいろの状況によるニードの相違はあるにしても、一定の指標をかたちづくるのではないかと考えられる。

3———緑地の確保

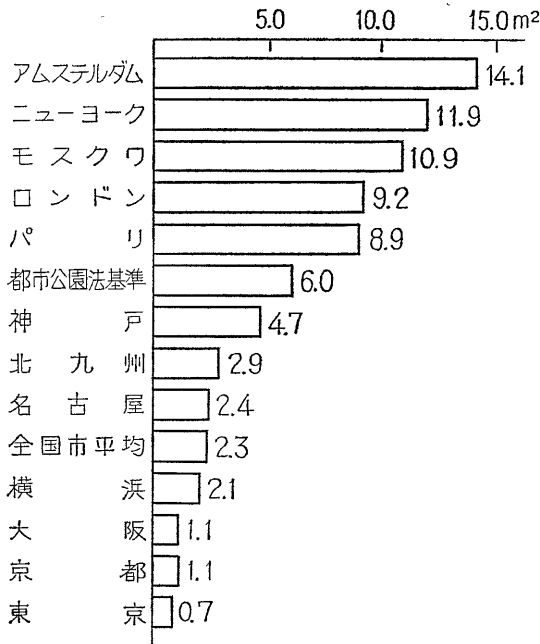
自然を破壊することによってすすめられて来た都市化のなかで公園・緑地のもつ意味はきわめて大きい。しかし現状ではどうかという和生活環境の悪化、健康破壊、騒音公害などストレスや疎外感の増大という都市環境のなかであって都市における公園・緑地は「息ぬきの窓」のような存在ではない。公園面積に関していえばアメリカの基準で人口50万以下の都市では1人当たり40m²、50～100万都市で20m²、100万以上で13.3m²とされ、ソ連では公害対策の一貫として、市内で1人当たり50m²、田園地帯1人当たり130m²を目標に緑化がすすめられているという。

わが国では都市公園法での基準では1人当たり6.0m²、最近建設省が出した「公園整備5か年計画」では51年度までに1兆100億円をかけて、住民1人当たりの公園面積を現在の2.8m²から4.5m²にしようという。しかしこの要求に対して大蔵省内示は1人当たり4.2m²、投資額も7,000億円と計画を縮小、しかも補助の対象になるのが3分の1、補助率が3分の1と5か年計画で7,000億円を投資するといっても国費はその9分の1にすぎず、残りは地方自治体が負担するという仕組みになっている。国が責任をもって推進する事業としてはま

さにお粗末であるといわなければならない。自然をとりもどそうとする地域住民の要求を「詩人のたわごと」とののしった政治家がいるが、まだまだ人間尊重はほど遠い施策でしかない。また新全線でもオープンスペースの必要性をとき、公園は市街地で1人当り3m²以上の目標をかかげているが、東京圏での7,500ha公園をどこに作るのかという問題が残されている。

図1——主要都市1人当り公園面積

日本公園緑地協会「都市公園」<1965年>



4—————土壤汚染及びその健康への影響

都市化の波に伴って人口の集中化のはげしい埼玉・神奈川などで農地転用面積の著しい増加がみられ、この10数年の間に昭和30年時の2倍以上の農地が消滅している。

最近、府中市・昭島市などでも問題になった工場排水等による土壤の重金属汚染は土壤が人間の食する農作物を生産するという意味から、直接的に

健康の問題に関係してくることで事態は重大である。更に生態系のなかで土壤に関連しては農業や放射性物質等も健康や遺伝の問題に関係してくるが、問題をひろげる余裕がないのでここでは重金属汚染に限って私が直接間接に関係してきた安中鉱害に関してその過程を環境・健康破壊の観点からみていきたい。

安中市は国道18号、信越線に沿って周囲を小高い山にかこまれた農村都市であった。昭和12年に街の有力者の誘致で工場が創設された当時は硬度鋼の生産を行なうということでも実際には昭和12年6月から電気亜鉛製錬をはじめている。月産400屯>、当時戦時体制下にあった日本では戦争協力ということもあって地域の賛同を得、農民から土地を提供させた。そして農業被害は翌年からはじまり、まず一部で蚕がとれなくなっている。また数年後のダムが決壊で、鉱毒が田圃に流出し、川や田で大量の小魚が死に、その年の小麦が被害を受けている。さらにそのひと夏のうちに「今までどこの田んぼにもあったレンゲ草やせりが姿を消した」。そうした事態に農民は独自に工場と交渉にあたっているが、「麦がとれなくとも、米がとれなくとも勝つまでは……」ということでもだまされ続けて来た。その間、続く農業被害に農民は地元出身の代議士や有力者を通じて対策を講じるよう頻りに請願しているが何の解決もなく、少しばかりの補償金で「ものいわぬ農民」になってしまった。その過程でも工場はその吐き出す鉱毒によって農地を荒廃させては安く買い叩き、この10年間に設備の規模は数十倍に拡大され敷地50万m²、建物10万m²、資本金50億>、106,500m²の農地が工場拡張のために浸蝕されて来た。ところがこれらの農地が申請目的通りに使用されていたものが57.2%しかないことが鉱毒闘争のなかで暴露された。詐称された42%の土地は超高压送電線を引込むための変電所や、独身寮社宅などであ

り、これらの申請目的は大部分防毒林、植林用地とされていた土地であることも解った。

話は前後するが、昭和50年には世界第1を誇る亜鉛製錬所に躍進するために、ほぼ3,000mにわたって立木・桑などが線下測量の目的で土地所有者に無断で伐採された。昭和42年のことである。これに憤激した農民がこれ以上工場を拡張されたら生活の破壊はおろか生命まで奪われてしまうという悲壮感のもとに立ちあがったのが現在の安中鉛毒における住民運動の発端となった。しかしここに結成された送電線設置・工場拡張反対期成同盟も執拗な工場側の多額の金を積んだ懐柔策のもとに切りくずされ、一部残った農民が中傷や白眼視さえされるまでになった。その後の経過は社会問題としてクローズ・アップされたので記載をさけるが、一企業による自然破壊はほぼ1,000haに及びく要観察地域>直接カドミウム等重金属による土壌の汚染田<そこで収穫された米が食用に供し得ない>は50haにおよんでいる。さらに地域汚染は碓氷川水系を通して下流の高崎市にも認められ20haの農地が汚染田として指定されている。

これら工場排水等に関係する水田土壌中のカドミウムは、52.2~2.6ppm<平均22.3>という数値を示し、自然界にみられるほぼ1.0ppm以下をはるかに上廻っている。厚生省が行なった鉱山・製錬所周辺地域のカドミウム環境汚染に関する全国的な調査でも、「患者」とはいえないまでも集団としてみた場合、要観察地域においては尿中カドミウム濃度が相当高くみとめられ、人体への影響が推定されるとしている。

昭和45年12月には全国的な農用地の土壌の汚染防止を目的として「農用地土壌汚染防止法」が公布された。法律はその目的として「農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこ

なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資すること」と規定している。

この法律は土壌汚染が起きたあとの事後対策に重点がおかれ、あくまで応急措置的なものであり、土壌の汚染を指標として法の適用を規定するというよりは、作られた農作物、特に玄米に含まれるカドミウム濃度を基準としているが、人間は米だけを食しているわけではなくその他の農作物、畜産物などについても総合的な基準がきめられなければならないであろう。また現在および将来にわたって国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことを保障するより、林地その他農用地以外の土壌全般についても環境基準の設定、その汚染防止のための適切な措置がすみやかに検討される必要がある。こうした著しく土壌が汚染された地区では系統的な保健衛生管理があわせて必要であるがそれを規定する法的なものは何もないのが現状である。「すでに汚染された土壌については、人間の生命と地球上の正しい環境の維持を軸に、経済性を度外視してでも自然の復元をめざすべきである。」

5 ----- おわりに

最後に安中市における鉛毒の歴史を概括するなかで、一企業の地域支配が自然環境を荒廃させ、ひいては地域住民の生活と健康を破壊して来た過程をやや象徴的に記述したが、こうした事例は現在いたるところで社会問題と化している環境を守る住民運動に共通したものであるといえよう。現代社会において地域住民・市民が本当に都市環境を人間の住みうる環境として、また人間の住むにふさわしい環境として、さらには人間をよりよく向

上させる環境として、考え、指向していくためには「資本の論理」に打ちかつだけの力の結集が市民の側に必要である。住民運動はそのよい例である。この住民運動の発想は国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことの保障としての基本的人権に根ざすものであり、高く評価し、発展させていく必要がある。

通産省は昨年から省内にエコロジー研究会をもうけて、これまでの重化学工業化、国際競争強化を中心とした生産第1主義から経済の中に人間と自然をとりもどすための産業政策の確立をねらいとして、人間環境に関しては物理的空間を緑、太陽、生活空間の三つの基本軸にわけ、これらが人間の意識や行動をどのように反映するかを実証的に調べ、適正な空間環境指標作りをしているが、われわれも市民の立場で考えていく必要がある。そういう意味では本稿は考える発端を提供するにとどまってしまったようだ。

注> 図表は下記参考文献<2>より引用させていただいた。

—参考文献—

- <1>児玉威監訳：国の環境保健対策、その計画・組織・行政、WHO専門委員会報告書、1971.
- <2>佐藤武夫・西山卯三編：都市問題、その現状と展望、新日本出版社、1971.
- <3>田村 明監訳：The Quality to the Urban Environment、人間環境都市、鹿島研究所出版会、1971
- <4>小沢恵一：都市化地域と自然保護—横浜市の場合
ジュリスト・特集：公害問題と環境破壊、No. 492、208—214、1971
- <5>篠塚昭次：都市問題と土地法の原理—その原点にかえて、調査季報、No. 31、8—16、1971 横浜市企画調整室都市科学研究室
- <6>第20回日本統計年鑑、総理府統計局編、日本統計協会、毎日新聞社、1969
- <7>小泉 明：人間生存と生態学、杏林書院、1971

- <8>都留信也：土と生態、共立出版、1971
- <9>野村好弘：農用地土壌汚染防止法の問題点、ジュリスト、No. 471、73—76、1971
- <10>人間と環境、東京大学出版会、1971
- <11>重松 孟：重金属公害と土壌汚染、表面処理工業新聞、No. 483、1971
- <12>安中鉦吉、群馬文化団体連絡会、1970
- <13>名知太郎：産業エコロジー時代幕あけ、朝日新聞 47.1.30
- <高崎中央病院長>